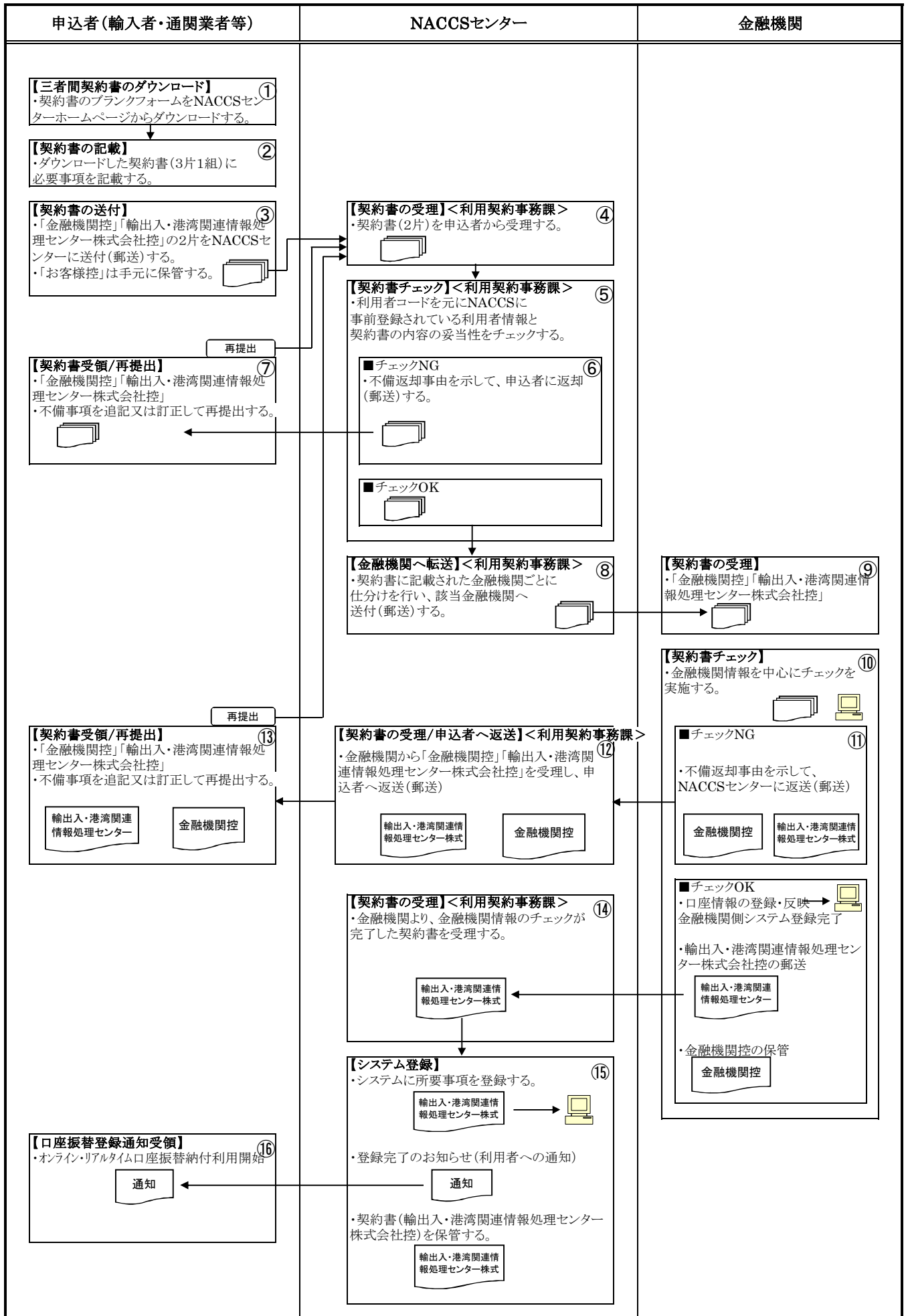


(別添1) リアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)の利用に係る三者間契約の手順



関税等のリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式） の利用に係る三者間契約の手順

1. 三者間契約

NACCS において、関税、とん税、特別とん税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納付を、リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）を利用して行おうとする場合は、現行の専用口座振替方式を利用する場合と同様に、リアルタイム口座振替方式利用希望者（以下「申込者」という。）、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及びリアルタイム口座振替に利用する預金口座を開設している金融機関との間で、口座振替に係る契約（三者間契約）を締結していただく必要があります。

2. 三者間契約の手順

三者間契約の手順は、以下のとおりです。（フロー図を参照ください。）

① 三者間契約書(blankフォーム)のダウンロード

申込者は、三者間契約書のblankフォーム（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」、「金融機関控」及び「お客様控」の3片1組。以下「契約書」という。）をNACCSセンターのホームページからダウンロードします。

② 契約書への記載

申込者は、「申込用紙記載要領」の「記載要領」に基づき、ダウンロードした契約書に必要事項を記載します。

③ NACCS センターへの契約書の送付

申込者は、契約書の各片に必要事項を記載した後、契約書のうち「金融機関控」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」の2片を1組にして、NACCSセンター利用契約事務課宛に送付（郵送）するとともに、「お客様控」は手元に保管します。

《契約書送付先》（切り取って封筒にお貼りください。）

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 8 階
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
ソリューション事業推進部 利用契約事務課 宛
(電話 044-520-6266)

- ④ NACCS センターにおける契約書の受理
NACCS センター（利用契約事務課）は、申込者から送付された契約書を受理します。
- ⑤ NACCS センターにおける契約書の記載内容のチェック
NACCS センターは、契約書（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」）に記載された内容のうち、「依頼主（預金者）」欄について、NACCS に登録されている情報との整合性をチェックします。
チェックの結果、記載内容に問題がない場合は⑧の手順に進みます。
万一、記載内容に不備（記載漏れや誤記載等）がある場合は⑥の手順に進みます。
- ⑥ 契約書の記載内容に不備がある場合
NACCS センターは、不備事項を、契約書（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」）の「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社使用欄」又は別紙様式に記載して、申込者宛に契約書（2片1組）を返送（郵送）します。
- ⑦ 不備事項の追記等及び再提出
申込者は、返送された契約書のうち、NACCS センターから指摘された不備事項について、内容の追記又は訂正等をしたうえで、改めて、契約書（2片1組）をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に送付（郵送）します。
その後、再び④以降の手順を経ることになります。
- ⑧ 金融機関への契約書の送付
NACCS センターは、申込者がリアルタイム口座振替に使用する預金口座を開設している金融機関宛に契約書（2片1組）を転送（郵送）します。
- ⑨ 金融機関における契約書の受理
金融機関は、NACCS センターから送付された契約書を受理します。
- ⑩ 金融機関における契約書記載内容のチェック
金融機関は、契約書（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」及び「金融機関控」）に記載された内容のうち、「預金口座」欄について、金融機関に登録されている情報との整合性をチェックします。
チェックの結果、記載内容に問題がない場合、金融機関は、「口座識別番号」及び「認証番号」を記入し、契約書のうち「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に返送（郵送）す

るとともに、「金融機関控」を保管します。その後、⑭の手順に進みます。

万一、記載内容に不備（記載漏れ、誤記載、届出印が異なる等）がある場合は⑪の手順に進みます。

⑪ 契約書の記載内容に不備がある場合

金融機関は、不備事項を、契約書（「金融機関控」）の「金融機関使用欄」又は別紙様式に記載して、NACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に契約書（2片1組）を返送（郵送）します。

⑫ 契約書の申込者への返送

NACCS センターは、金融機関から送付された契約書を受取り、申込者に転送（郵送）します。

⑬ 不備事項の追記等及び再提出

申込者は、返送された契約書のうち、金融機関から指摘された不備事項について、内容の追記又は訂正等したうえで、改めて、契約書（2片1組）をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に送付（郵送）します。

なお、金融機関への届出印が異なっている場合は、契約書の再提出ではなく、改めて契約書を作成し、新規に申し込みをしていただくことになります。

その後、再び④以降の手順を経ることとなります。

⑭ NACCS センターにおける契約書の受理

NACCS センターは、金融機関から送付された契約書を受取ります。

⑮ 所要事項のシステム登録

NACCS センターは、金融機関から送付された契約書（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」）に基づき、システムに所要事項を登録のうえ、申込者に対し「登録完了のお知らせ」を通知するとともに、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社控」を保管します。

⑯ リアルタイム口座振替の利用開始

NACCS センターが通知する「登録完了のお知らせ」を、申込者が受理することによって三者間契約の締結手続きが完了します。

申込者は、「登録完了のお知らせ」の受理日以降、リアルタイム口座振替の利用が可能となります。